



12月16日～1月15日

# 町長のうごき

## 町長交際費

日付	金額	分類	主な内容
1月 5日	3,570	御祝	宮崎県高千穂町出初式
1月12日	3,150	渉外	鹿児島県長島町視察研修

令和5年度の交際費の予算は1年間で72万円です。  
残りの額は **467,816円** です。

12月17日(日) 第14回風の町コンサート

12月18日(月) 年末警戒出発式及びマグネットシート贈呈式

12月19日(火) 駐在囑託員会議

12月20日(水) 南阿蘇鉄道取締役会(熊本市:熊本県庁)  
南阿蘇鉄道再生協議会(熊本市:熊本県庁)

12月21日(木) 熊本県町村会評議員会(熊本市:熊本県市町村自治会館)

12月23日(土) 邪神ちゃんドロップキック先行試写会(東京都:ベルサール秋葉原)

12月25日(月) 阿蘇地域振興デザインセンター第5回理事会  
(阿蘇市:阿蘇草原保全活動センター)  
阿蘇広域行政事務組合議会定例会  
(阿蘇市:大阿蘇環境センター未来館)

12月26日(火) 第3回熊本県保健医療推進協議会(熊本市:熊本県防災センター)

12月28日(木) 年末警戒激励巡回

1月3日(水) 令和6年高森町二十歳の集い

1月7日(日) 高森町消防団出初式

1月12日(金) 部落解放同盟熊本県連合会新春荊冠旗開き(熊本市:熊本テルサ)  
熊本県町村会新春の集い(熊本市:ホテル日航熊本)

1月15日(月) 熊本県文化振興審議会(熊本市:県庁防災センター)

**町発注工事と業務委託契約状況** 令和5年11月22日～12月20日分 ※10万円以上で契約を行ったすべてを記載しています。(一部随意契約を除く)

番号	担当課	契約日	工事(業務委託)名	工期	契約相手	請負代金
1	農林政策課	令和5年11月22日	水迫地区用排水路改修工事	令和5年11月22日から令和6年3月8日まで	有限会社 佐藤建設	16,720,000円
2	農林政策課	令和5年11月22日	芹口地区用水路整備に伴う管理道路設置工事	令和5年11月22日から令和6年2月22日まで	西田建設株式会社	12,683,000円
3	税務課	令和5年11月24日	令和5年度高森町地番図異動更新業務	令和5年11月24日から令和6年3月29日まで	株式会社九州不動産鑑定所	1,416,800円
4	建設課	令和5年12月19日	上ノ原橋橋梁補修工事	令和5年12月19日から令和6年3月22日まで	有限会社 後藤建設	11,913,000円
5	建設課	令和5年12月19日	下原橋橋梁補修工事	令和5年12月19日から令和6年3月22日まで	有限会社 古寺工務店	9,240,000円
6	建設課	令和5年12月19日	中原橋橋梁補修工事	令和5年12月19日から令和6年3月22日まで	有限会社 カツキ企工	1,991,000円



# 税務

問 税務課 税務係  
☎0967-62-1123

### 1 確定申告に関するご相談は、確定申告電話相談センター「0」番へ！

熊本国税局では、1月15日(月)から3月15日(金)までの間、所得税、消費税及び贈与税の確定申告に関する電話相談に対応するため、「確定申告電話相談センター」を開設しています。

「国税相談専用ダイヤル」または「阿蘇税務署」に電話していただき、音声ガイダンスに従って「0」番を選択した後、ご用件をお話してください。相談会場や受付時間などのお問合せについては、専用オペレーターがお答えし、お問合せの内容によっては電話を転送の上、職員等がお答えします。

- 国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル
- 阿蘇税務署：0967-22-0551 ※自動音声案内

### 2 インボイス発行事業者の登録を受けた方へ

インボイス発行事業者の登録を受けた事業者の方は、基準期間(注)の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要です。

(注) 令和5年分の基準期間は、その2年前である令和3年分をいいます。

令和5年分の消費税の確定申告について、個別に相談したい個人事業者の方は、阿蘇税務署に事前予約を行っていただき、3月18日(月)から4月1日(月)(土日祝日を除きます。)までの期間に阿蘇税務署へ来署していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、所得税・贈与税の申告・納付は「3月15日(金)」、個人事業者の消費税等の申告・納付は「4月1日(月)」が期限ですので、期限内の申告及び納付をお願いいたします。

- 阿蘇税務署：電話0967-22-0551  
※自動音声案内に従い「2」を選択してください。

### 3 譲渡所得・贈与税の申告をされる方へ

熊本国税局ホームページに、令和5年分の譲渡所得(土地・建物)及び贈与税の主な特例の適用要件や必要書類を確認できるチェックシート

(マイホームを売却した場合の特例、住宅取得等資金の贈与税の特例等)を掲載していますので、是非ご利用ください。

なお、譲渡所得(土地・建物)の申告の場合に添付が必要となる「譲渡所得の内訳書」の記載例についても掲載していますので、併せてご覧ください。申告書は、多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、ご自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成することができます。

- 【掲載場所】「熊本国税局ホームページ」[熊本国税局](#) [検索](#) > 「新着情報」 > 「譲渡所得・贈与税の申告をされる方へ」
- 国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル

### 4 税務署の内部事務のセンター化について

熊本国税局では、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務(注)を専担部署(業務センター)で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施していますので、次の(1)から(4)の事項について、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

(注) 内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容等についての照会文書の発送などの事務をいいます。

- (1) 業務センターへの申告書・申請書等の提出
- (2) 業務センターから納税者・税理士の皆様への問合せ
- (3) その他の案内
  - 次の事項は、業務センターでは対応していません。
  - (イ) 国税に関する御相談
  - (ロ) 税務署の窓口で対応している納税証明書の交付、閲覧申請、情報公開、現金による国税の納付
  - (ハ) 申告書・申請書等の用紙の送付依頼
- (4) 熊本国税局において、内部事務のセンター化の対象となっている税務署は、下表のとおりです。

名称	熊本国税局業務センター
所在地	〒862-8721 熊本市東区東本町16番28号 (令和6年1月4日(木)から庁舎を移転し業務を行っております。)
対象署	熊本西署・熊本東署・八代署・人吉署・天草署・山鹿署・宇土署・阿蘇署